

パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

対象案件 「和光市エリアマネジメント推進条例（案）」

実施期間 令和2年10月6日（火）～令和2年10月25日（日）

意見数 1人 3件

「市の考え方の区分」

◎：意見を反映し案を修正した ○：意見を一部反映し、案を修正した △：案を修正しなかった。

□：その他（感想、この案件以外への意見等）

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	第2条（3） エリアマネジメントに係る取組 対象を「公有財産を活用して実施する賑わいを創出する活動および取り組み」に限定せず、第1条の目的に沿った広範なものにする。 原案は、市役所を想定したものになっているが、他エリアへの適用を想定しておく。	第1条において、市内特定の地区を単位とすることとし、市役所周辺以外の他エリアも適用できる条例とします。	○
2	都市再生特別措置法 当該法を駅北口のまちづくりに活用すると効果が大きいと思う。都市計画法の規制緩和を活かす。	いただいた内容は貴重なご意見として担当部署に情報提供致します。	□
3	都市再生特別措置法 新規立地規制が、新倉における新ごみ処理場建設に影響はないか。 災害レッドゾーンにおける自己業務用施設の開発を原則禁止としている。	令和2年6月に公布された都市再生特別措置法の一部を改正する法律のうち、本条例は、「魅力的なまちづくり」の法改正の一部を参考に定めたものです。ご意見いただいた「安全なまちづくり」の内容に関する法改正とは、特段関係していませんが、いただいたご意見は参考として、担当部署に情報提供致します。	□